

九州大学病院エジプト・日本教育パートナーシップに基づくOJT研修員受入規程

令和元年度九大規程第95号

制 定：令和 元年10月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、政府間で策定されたエジプト・日本教育パートナーシップに基づき、九州大学病院(以下「病院」という。)において実施するOJT研修員の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「OJT研修」とは、エジプト・日本教育パートナーシップの下で実施される人材育成事業のプログラムとして、日本の医療現場における診療を伴う研修を通じて、エジプトの現役医師に医療に関する知識及び技能を習得させることを目的として実施する研修をいう。

2 この規程において「OJT研修員」とは、第4条に規定する許可を受け病院においてOJT研修を行う者をいう。

(資格)

第3条 OJT研修員となることのできる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) エジプトにおいて有効な医師免許を取得後3年以上の診療経験を有すること。
- (2) 診療に必要な英語又は日本語によるコミュニケーション能力を有すること。

(受入れの許可)

第4条 OJT研修員の受入れの許可を得ようとする者(以下「申請者」という。)は、エジプト高等教育省又は保健省による審査を経た後、書面により九州大病院長(以下「病院長」という。)に申請するものとする。

2 病院長は、前項の申請があった場合は、受入れが適当であり、病院の診療業務に支障が無いと認めるときは、当該申請者が研修を希望する診療科又は中央診療施設の長(以下「研修指導診療科長等」という。)の同意を得て、期間を定めてその受入れを許可することができる。

3 病院長は、前項の許可をした場合は、エジプト高等教育省と当該申請者の受入れについて合意書を取り交わすものとする。

4 第1項に規定する申請手続は、原則として研修開始日の90日前までに行うものとする。

(研修期間)

第5条 OJT研修の研修期間は、1年以内とする。

(研修方法)

第6条 研修指導診療科長等は、OJT研修の研修目的及び研修内容を考慮の上、厚生労働省が実施する外国医師臨床修練制度を活用し、実践的な研修を行うものとする。

(研修料)

第7条 OJT研修の研修料は、1月における研修日数にかかわらず月額170,000円とする。

2 エジプト高等教育省は、九州大学(以下「本学」という。)の事業年度ごとに、所定の期日までに本学が指定する口座への振り込みにより研修料を納付しなければならない。

3 既納の研修料は、返還しない。ただし、OJT研修員の責めに帰すことができない事由により研修を実施できない期間が生じた場合にあっては、研修料月額に、その期間の月数を乗じて得た額に相当する額を還付することができる。

(遵守事項)

第8条 OJT研修員は、我が国が定める法令等及び本学が定める諸規則等を遵守しなければならない。

(受入れ許可の取消し等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、病院長は受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 天災地変等のやむを得ない事由により、病院におけるOJT研修の実施が困難になったとき。
- (2) 第4条に定める申請の内容に虚偽等があったとき。
- (3) 第7条に定める研修料を所定の期日までに納付しなかったとき。
- (4) プログラムの参加者が前条の規定に違反したとき又はOJT研修員としてふさわしくない行為をしたとき。

2 前項の受入れ許可の取消しによって生ずる損害については、本学はその責を負わない。

(損害賠償等)

第10条 OJT研修員は、本人の故意又は過失により施設設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第11条 OJT研修に関する事務は、病院事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、OJT研修の実施に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。